○総務省告示第百四十九号

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十条第四項の規定に基づき、平成二十八年度地方債充当率を次のように定める。

平成二十八年四月一日

総務大臣　山本　早苗

平成28年度地方債充当率

1　基本となる事業別地方債充当率

（通常収支分）

項目	平成28年度充当率	平成27年度充当率
一　一般会計債		
1　公共事業等	90％	90％
2　公営住宅建設事業	100％	100％
3　災害復旧事業		
4　教育・福祉施設等整備事業		
(1)　学校教育施設等	90％	90％
(2)　社会福祉施設	80％	80％
(3)　一般廃棄物処理	90％	90％
(4)　一般補助施設等	75％	75％
(5)　施設（一般財源化分）	100％	100％
5　一般単独事業		
(1)　一般	75％	75％
(2)　地域活性化	90％	90％
(3)　防災対策	90％	90％
(4)　地方道路等	90％	90％
(5)　旧合併特例	95％	95％
(6)　緊急防災・減災	100％	100％
(7)　公共施設最適化	90％	90％
6　辺地及び過疎対策事業	100％	100％
(1)　辺地対策		
(2)　過疎対策		
7　公共用地先行取得等事業		
8　行政改革推進		
9　調整		
二　公営企業債		
三　臨時財政対策債		
四　退職手当債		
五　国の予算等貸付金債		

（東日本大震災分）

復旧・復興事業

項目	平成28年度充当率	平成27年度充当率
一　一般会計債	100％	100％
1　公営住宅建設事業		
2　災害復旧事業		
3　一般単独事業		
二　公営企業債		
三　被災施設借換債		
四　国の予算等貸付金債		

2　地方債同意等基準の事業別の地方債充当率

（通常収支分）

事業区分 大項目	事業区分 小項目	対象事業	充当率
一般会計債			
公共事業等			90％
公営住宅建設事業			100％
災害復旧事業		補助・直轄災害復旧事業	［現年］ 公共土木施設等　100％ 農地・農林漁業施設　90％ ［過年］ 公共土木施設等　90％ 農地・農林漁業施設　80％
		歳入欠かん等債	歳入欠かん債　100％ 災害対策債　100％
		小災害復旧事業	公共土木施設等　100％ 農地 一般被災地　50％ 被害激甚地　74％ 農林施設 一般被災地　65％ 被害激甚地　80％